

# 市に地域協議会を設置しています。

## ★地域協議会とは

市では、地域住民の意見を行政に反映させ、住民との連携の強化を図るため、旧市町の区域ごとに7つの地域協議会を設置しています。

○各地域協議会の名称、委員人数

| 地域協議会   | 委員数 | 委員選出団体  |
|---------|-----|---|
| 出雲地域協議会 | 17名 | ・自治協会等<br>・教育、文化関係団体<br>・スポーツ関係団体<br>・福祉関係団体<br>・産業関係団体<br>・消防、防災関係団体<br>・その他団体 |
| 平田地域協議会 | 17名 |   |
| 佐田地域協議会 | 20名 |   |
| 多伎地域協議会 | 20名 |   |
| 湖陵地域協議会 | 18名 |   |
| 大社地域協議会 | 19名 |   |
| 斐川地域協議会 | 22名 |   |

\*平成17年4月1日設置(斐川地域は平成23年10月1日設置)

## ★地域協議会の役割

- ① 地域協議会は、地域の意見・要望の調整並びに取りまとめを行うとともに、支所と協働して地域まちづくり計画の策定と実施に努めます。
- ② 地域協議会は、市長やその他市の機関からの諮問に応じ審議し、意見を述べるすることができます。  
\*市長やその他市の機関は、意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなりません。
- ③ 市長は、基本構想等や公の施設の設置・廃止・管理のあり方に関する重要事項で、当該地域に係るものを決定・変更する場合に、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければなりません。

## ★地域協議会の活動状況

### ○地域協議会で過去に審議された主な内容

#### 1) 計画・制度

- ・出雲市総合振興計画（ランドデザイン）
- ・道路除雪計画
- ・土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）
- ・出雲市学校再編計画（素案）
- など

#### 2) 条例

- ・「出雲市安全で安心なまちづくり条例（仮称）」の制定
- ・「出雲市自治基本条例（原案）」について
- など

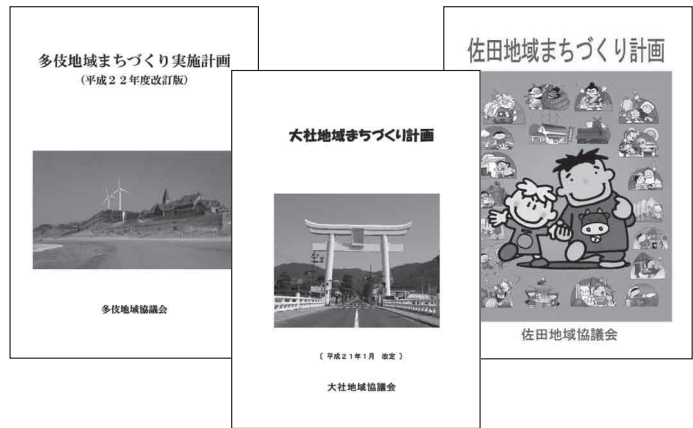
#### 3) 事業・その他

- ・出雲弥生の森博物館整備事業
- ・町内会の加入促進への取り組み
- ・自主防災組織の支援策
- ・公の施設の指定管理
- ・斐伊川神戸川治水対策事業
- ・駐在所の統合
- ・外出支援事業と高齢者福祉タクシー事業
- ・出雲市公共交通システムの答申
- ・東部新中学校建設
- ・「神話博しまね」の概要
- ・公立保育所の今後のあり方
- ・今後の支所のあり方
- など

## ○地域まちづくり計画の策定

各地域の目指すまちづくりを実現するためにそれぞれの地域において「まちづくり計画」を策定しています。

- ・地域住民が地域のまちづくりのため自らが取り組むコミュニティ活動に関する事項
- ・地域振興のため地域住民と行政が協働して取り組む事項
- ・地域自ら実践する活動



◆地域まちづくり計画は、市のホームページに掲載しています。

<http://www.city.izumo.shimane.jp>

## ○まちづくりの実践活動

住民が主体的に地域課題を解決し活力あるまちづくりを進めるため、自主的な活動を行っています。



「出雲神話を学ぶ」  
【出雲地域協議会】



3分科会による地域まちづくり計画の検証

【平田地域協議会】



まちづくり研修会  
～地域運営の仕組みづくりによる事業・施策の検討～

【佐田地域協議会】



「小中学生と地域住民と多伎の未来を語りあう会」

【多伎地域協議会】



「湖陵のまちづくりを話しあう会」

【湖陵地域協議会】



ご縁のまち大社「おもてなし活動」総決起集会

【大社地域協議会】



まちづくり計画策定作業

【斐川地域協議会】

【おたずね】自治振興課 ☎ 21-6619

ホームページ：[出雲市トップページ](#) > [目的や内容で探す](#) > [住まい・まちづくり](#) > [地域協議会](#)